

# 令和5年第2回（4月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和5年4月20日（木曜日）

---

## 議事日程（第1号）

令和5年4月20日（木）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 議案第48号から議案第51号まで
  - 第 5 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第50号、議案第51号  
（市民厚生常任委員会付託案件）  
議案第48号、議案第49号
  - 第 6 議案第52号
  - 第 7 議案第53号
  - 第 8 発議案第3号
  - 第 9 発議案第4号
  - 第10 発議案第5号
  - 第11 諸般の報告
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 諸般の報告
  - 日程第 4 議案第48号から議案第51号まで
  - 日程第 5 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第50号、議案第51号  
（市民厚生常任委員会付託案件）  
議案第48号、議案第49号
  - 日程第 6 議案第52号
  - 日程第 7 議案第53号
  - 日程第 8 発議案第3号
  - 日程第 9 発議案第4号
  - 日程第10 発議案第5号
- 

出席議員（20名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
8番	室岡啓史君	9番	広瀬大海君
10番	上杉育子君	11番	稲辺茂樹君
12番	山田伸之君	13番	荒井眞理君
14番	坂下善英君	15番	山本卓君
16番	金田淳一君	17番	中村良夫君
18番	中川直美君	19番	佐藤孝君
20番	駒形信雄君	21番	近藤和義君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総務部長	中川宏君
企画部長	石田友紀君	財務部長	平山栄祐君
市民生活部長	金子聡君	社会福祉部長	吉川明君
教育次長	鈴木健一郎君	教育次長 (兼教育 総務課長)	磯部伸浩君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史君	事務局次長	齋藤壮一君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（近藤和義君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（近藤和義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今臨時会の会議録署名議員は、18番、中川直美君及び20番、駒形信雄君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（近藤和義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、金田淳一君。

〔議会運営委員長 金田淳一君登壇〕

- 議会運営委員長（金田淳一君） おはようございます。去る4月14日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議をいたしましたので、御報告いたします。

会期は、本日1日といたします。

会期日程については、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議長から閉会中の議会人事に関する諸般の報告を行った後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、休憩して常任委員会等を行います。常任委員会の審査終了後、委員会審査報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催いたします。本会議再開後、常任委員会付託案件についての委員長の報告、採決等を行い、教育長等の人事案件及び発議案の上程、採決を行います。当該発議案は、閉会中に北議員が市議会議員の身分を失職されたこと等に伴い、所定の委員会の委員定数を減ずるものであります。最後に、議長から今臨時会中に行う予定の議会人事に関する諸般の報告を行います。

以上でございます。

- 議長（近藤和義君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告

○議長（近藤和義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会人事について、御報告をいたします。

去る3月31日、佐渡市議会議員であった北啓議員が新潟県議会議員選挙に立候補したことに伴い、公職選挙法第90条の規定により、佐渡市議会議員としての身分を失職されました。

このことに伴い、北議員の所属会派であったリベラル佐渡は解散し、当該所属議員であった平田和太龍議員は無会派となって、議会運営委員の職を辞任されました。

また、北議員は人口減少対策調査特別委員会副委員長、平田議員は議会運営委員会副委員長でありましたので、これらの職が不在となりました。

後任につきましては、現在のところ、人口減少対策調査特別委員会副委員長に平田和太龍議員が互選されておりますので、御報告いたします。

諸般の報告は以上であります。

---

#### 日程第4 議案第48号から議案第51号まで

○議長（近藤和義君） 日程第4、議案第48号から議案第51号までについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。それでは、議案のほうを上程させていただきます。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和5年度税制改正に伴い、令和5年3月31日付の専決処分により、佐渡市税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるところでございます。主な改正内容は、環境性能の優れた電気自動車等の取得に対する軽自動車税のグリーン化特例の延長など、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和5年度税制改正に伴い、令和5年3月31日付の専決処分により、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるところです。主な改正内容は、国民健康保険の中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等に関わる課税限度額を引き上げ、また低所得者層の保険税軽減の拡大を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の所得基準を緩和するものでございます。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ1億5,940万5,000円を追加する補正予算を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるところです。補正内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費を計上し、歳入ではその財源として国庫支出金及び諸収入を増額計上するものでございます。

議案第51号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4億7,604万6,000円を追加するものです。補正内容は、国の物価高克服に向けた追加策に伴う事業の経費を計上し、歳入ではその財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金

を増額計上するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） これより質疑に入ります。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 専決処分でございますが、幾つかお聞きをしておきたいと思います。

佐渡市の国保の本算定も6月ということなので、聞くのですが、なぜこれ後期高齢者分を上げなければならぬのでしょうか。今、国で高齢者の医療制度のやつを上げるということで議論もしているさなかなので、どういう理由なのかということが1つ。

2つ目が、中間所得者層という話で、軽減されるというのですが、一体幾らぐらい軽減されるのか。もっというと、2月定例会でもちょっとやりましたが、国保全体を上げれば中間所得者層も別に何ら変わりもないです。最高限度額が2万円上がって104万円なるというのは、もうこれ限界なのではないかと思うのですが、軽減額で世帯数は幾らぐらいになるのか。令和3年度の決算でいうと601万円以上が429人ということになっていますから、ここの部分が僅かに上がってこの下のほうは減るという話なのだけれども、一体どのぐらいになるのか教えていただきたいというふうに思います。

3点目は、結局新潟県が標準保険料率を定めましたよね。国もその辺統一化しようと。2月定例会では、市長は徐々にやればいいと、こういう言い方をちらっとしていたのだけれども、標準保険料率に合わせるということになるということは、結果として均等割を上げるしかないのではないのですかというふうに思うのです。それが3つ目です。

4点目が、子供の均等割はこれどうなりますか。オギャアと生まれた赤ちゃんも含めて、後期高齢者も全ての人が負担しているわけです。これどうなりますか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明いたします。

まず、1点目のほうのなぜ後期高齢者分を上げるのかということですが、こちら議員が言われたように、実質後期高齢者の医療費、ここの見直しも国はされておりますけれども、それと併せて現役世代も一定程度負担をしてほしいということで国がこういった税制改正をしておりますので、市はそれに合わせて改正するものであります。

また、次の中間所得者層がどのぐらい軽減されるのかということで、これについてはまだ本算定を行っておりませんが、仮に令和3年分の所得と令和4年度の被保険者、昨年度の事例で試算してみると、約150万円が中間所得者層が軽減になると。ただし、これ軽減になるということは、所得の高い人については逆に

150万円全体として負担が上がるというふうに試算しております。

それから、県の標準保険料率を示したということで市はどうなるのかという質疑だったと思いますけれども、市のほうについては以前も市長が答弁しております。急激な負担増ということは極力抑えたいということで私どもやっておりますけれども、最終的に新潟県内で県下統一となった場合には、佐渡市の保険料については上がらざるを得ないというふうに考えております。現在、応能割、応益割で先ほど議員が言われたように55対45という比率でやっておりますけれども、県の標準保険料率に合わせた場合には50対50というふうにせざるを得ないのではないかとこのように考えております。また県のほうも統一についての具体的なこと、ここには踏み込んでおりませんので、現時点でお答えできません。

それから、最後は子供の均等割ということですが、これは国のほうで就学前、幼児というのでしょうか、小学校に上がる前の子供については減免されております。ちょっと質疑の趣旨が私よく分からなかったのですが、それに基づいて市のほうでも行っておりますし、市のほうはそれにプラスして第3子の国民健康保険税を軽減させていただいております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、軽減というのは全体で150万円でしょう。1人当たりにしたらほんの僅かではないですか。大本をあなた方の言う県の標準保険料率に合わせて上げていくということは、結局差引きゼロになる。ゼロよりもプラスになってしまうのではないですか。違いますか。先ほどちらっと言いましたが、150万円となる人は令和3年度でいうと429人、世帯数にするともっと少ないのだろうと思うのだけれども、この方々にとっては、たった150万円で、何世帯この限度額に入っている方がいらっしゃるのか。軽減が増える方は幾らから幾らの方が増えて、何人で何世帯ぐらいいるのですか。結果としてあなた方県の標準保険料率に合わせる必要はないのだけれども、法律的には、合わせるというような意向なのだけれども、合わせるということは均等割が上がるしかないのではないのですかということをお願いしたい。最後の子供のことはよく分からないと言ったけれども、結局今後期高齢者は1万300円でしょう。子供の部分だってあとは所得でしょう。そうすれば結局均等割を上げるしかないではないですかと、標準保険料率に合わせて。合わせないのなら分かるのだけれども、その辺の考え方はどうなっているのかということをお聞きしたい。

最後に、標準保険料率に合わせとありますが、国保連合会の最新の資料によりますと県内では佐渡市が一番安くて、標準保険料率に合わせると3万円上がるという計算なのです。その辺も含めてこういうので、限度額の引上げとの関連でどのように考えていますか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 説明に漏れがあったら申し訳ありません。ちょっと幾つかあったと思います。

最初のほうの後期高齢者の支援金の限度額を上げるということです。これ昨年度のものを基にした試算でいくと、90世帯が増額、負担増になると。いわゆる所得のある方については、90世帯が増額になるだろうというふうに試算しております。

それから、国民健康保険税の県の意向に合わせてというような質疑があったかと思いますが、最

最終的に県下統一になれば、ここはもう佐渡市が自由に決められる額ではありません。ただし、まだ決まっておきませんので、徐々に段階的に見ていかないと、県に合わせて、統一されたことで急激な増額、ここについても負担が大きくなりますので、そこを見据えた中で今後本算定をしていかなければいけないというふうを考えております。

それから、先ほどの均等割を上げなければいけないだろうと。均等割というのでしょうか、応能、応益の負担についても、ここも本算定の際に佐渡市として今後見据えながら検討したいと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。3回目です。

○18番（中川直美君） 3回目これで置きますが、今回の経済対策も含めて極めて深刻な状況の中で、高く大変だというような悲鳴が上がっている国民健康保険税なのです。これもう104万円そもそも限界です。90世帯とありますが、収入から基礎控除の43万円引くだけですから、実態としては500万円から600万円の世帯が、もっと低いかもしれないが、190世帯が104万円、2万円も上げて、払うというのは、これは無理が私はあると思う。県の標準保険料率を定めたとしても、あれは県のものであるから、国保は佐渡市の自治事務だから、佐渡市がどう考えてやるのかという考え方、あなたはすぐ県の言いなりになるようなことだと思うのだけれども、その辺どうですか。結果として、つまり中間所得者層をやるというのだが、たった150万円全体として上げる方向で90世帯が最高額に張りつくというのだけれども、その方々は基礎控除しかしていないから、実態としては高くても500万円かその辺ぐらいの所得の方に100万円の国民健康保険税がかかるというのはこれ無理があると思いませんか。

○議長（近藤和義君） 金子市民生活部長。

○市民生活部長（金子 聡君） 御説明をいたします。

県の方向性に従う、従わないではなくて、私先ほど申したのは県下統一になった場合に佐渡市が独自に決められないということです。ただ、この部分については、今回まだその県の統一化ということは示されておりませんので、佐渡市として今回の本算定においてどのように判断するかというのはまだ検討を加えなければいけないと考えております。

もう一点、たかが150万円というようなちょっとお話がありましたけれども、中間所得者層の一部についての負担軽減、またもう一つの議案の中に低所得者、5割軽減、2割軽減、ここについても拡大をして経費幅を上げておりますので、全体として先ほど議員が言われた現在の経済状況の中で低所得者への配慮もしておるところでございます。

以上です。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）の質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出一括で行います。

本案についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は、歳入歳出別に行います。

歳入に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど説明もあったのですが、国の対策に基づくものなのです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県の配分が84億円、市町村配分が69億円ということなのだけでも、今回のこれで全額ということになるのですか。資料にも示しておりますが、メニューには2つあって、それを4月の段階でしたか、それまでが締切りだということになっているのです。今回これで全額ということなのか、まず全体像を教えてくださいたいのが1点目です。

2点目は、物価高騰で非常に厳しい中であるので、国も今回のものは低所得者だけではなくて、特に限界に近い方も含めて柔軟に対応しなさいよと、できますよということがQ&Aの中で出されておりますが、その辺はどんなふうになっているのか教えてくださいたいというふうに思います。

○議長（近藤和義君） 石田企画部長。

○企画部長（石田友紀君） 御説明申し上げます。

まず、歳入についてですけれども、こちらにつきましては現時点で内示金額は、7割示達が来ているものがございます。12月の段階で差額分が追加で内示されるというふうに聞いております。

また、今回の低所得以外についての対応ということですが、いわゆる物価高騰は市民全般に影響しているということもございますので、全般的、市内全域に対する経済対策というものも行っていく趣旨で対応しているところでございます。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 国のQ&Aによりますと、住民税非課税世帯のほか、そこに準ずる方ということであると、所得割が非課税になっている人なんかも例示でありますよね。その辺の境目というのはどういふふうにしてやるのかということが1つ。

それともう一つは、プッシュ型というのと、境目の方は自分で申請しなければいけないわけではないですか。この間そういう事業が何度もありました。この間の教訓でいうと一体どのぐらいの世帯数が予定になるのか。しかも、これは前年度の所得、今年度の所得でやるのですか。今年度の所得だとまだ確定していないと思うのですが、その辺どうなりますか。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 御説明いたします。

今回の低所得者枠の3万円給付でございますが、こちらのほう7,900世帯を見込んでおります。今回国の示している事業としては令和5年度の非課税世帯ということで、家計急変世帯は含んでおりませんので、あくまで令和5年度非課税世帯を対象にしているところでございます。



○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、今回家計急変世帯は対象にしないということですか。委員会の資料を見ると何かそんなのがあるような感じに見えるのだけれども、その辺どうなのか。

国の言っていることと言えば、各地方公共団体の対象に含める低所得者世帯をそれぞれで判断しなさいと。その中の一例として、先ほど言ったように住民税非課税ではないのだが、所得割が非課税になっている人なんかを加えたらどうかという提案というか、そういうのもあるので、今回の場合はその家計急変世帯は入らないということなのか。それも含めて。

○議長（近藤和義君） 吉川社会福祉部長。

○社会福祉部長（吉川 明君） 今回の交付金の関係では、低所得世帯枠というものと推奨事業というものがございます。低所得世帯枠の中で一律低所得者への3万円給付を行うものですが、その事業メニューの中には住民税非課税世帯のみということで家計急変世帯は含まれておりません。Q&Aのほうに出ている市町村独自という部分につきましては、低所得世帯枠ではなくて推奨事業で載せることができるというようなQ&Aの回答になっていると確認しております。

○議長（近藤和義君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、歳出に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 質疑なしと認めます。

歳出に関する質疑を終結いたします。

以上で議案第51号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第51号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで、休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

---

午後 4時30分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

---

日程第5 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第50号、議案第51号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第48号、議案第49号

○議長（近藤和義君） 日程第5、各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、広瀬大海君。

〔総務文教常任委員長 広瀬大海君登壇〕

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について）。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,940万5,000円を追加する補正予算を専決処分したことについて、議会の承認を求めらるるものであります。主な内容は、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の実施期間延長に伴い、接種に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第51号 令和5年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、令和5年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億7,604万6,000円を追加するものであります。主な内容は、国の物価高克服に向けた追加策に伴う事業に要する経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稲辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和5年度税制改正に伴い、佐渡市税条例の一部改正を令和5年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めらるるものであります。主な内容は、環境性能に優れた電気自動車等の取得に対する軽自動車税のグリーン化特例の延長など、地方税法の改正に伴う所要の改正を行うものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、令和5年度税制改正に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部改正を令和5年3月31日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めらるるものであります。主な内容は、中間所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を引上げするほか、保険税軽

減措置の対象となる世帯の所得基準を緩和するものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） ただいま議案となっています議案第49号、専決処分の国民健康保険税条例の一部改正について、立場表明をしておきたいというふうに思っております。

議員の皆さん、安心してください。専決処分ですから、議会が否決をしても必ずこれは通ります。しかしながら、今全国で一斉地方選挙も行われておりますし、国民健康保険のことが大きな焦点ともなっております。今回の改正は、質疑のところでもやりましたが、現在最高限度額102万円が104万円に上がるという、もともとは国保税の最高限度額は50万円程度だったものです。それが次々と来て、気がついたら100万円を超えていると。佐渡市の直近のものでいうと、一世帯当たり国保の課税所得に対する割合が15%から17%です。議員の皆さん御承知だと思いますが、国民健康保険税は所得税と違いまして、旧ただし書という方式を取っておりますから、収入から基礎控除43万円を引いただけなのです。普通ならばそこから扶養控除でありますとか、医療費控除でありますとか、あるいは国民健康保険税も含めて引いていくわけです。ですから、実際に先ほど佐渡市の国保の課税所得で15%と言いましたが、実際にしてみれば100万円以下ぐらいにまで落ちるといえるのは間違いのないのです。だから、実際の市民税課税所得というのは20%を超えていると。もうそもそもこれは無理があるということでございます。説明にありましたように、机の上で描けばグラフでこうなりますから、中間所得者層は云々というお話ではございます。本会議の答弁でもありましたが、90世帯が値上げになるけれども、あと六十数世帯が150万円分上げますというのだけれども、そもそも土台をまた上げれば全然変わるという現象になっています。そういう点で立場表明をしておきたいというものです。

6点にわたって言います。1つ、国保会計は一般会計と全く逆です。一般会計は、歳入に合わせて歳出を決めます。国保は、歳出に合わせて歳入を決めるのです。このことがよくお分かりでない人がいっぱいいらっしゃる。ですから、そういうものです。

2つ目、これは先ほど言いました課税方式は旧ただし書方式。これはもう自治体の裁量で自由に決めることができます。今日の朝、昔国保の神様だと自称していた方が降りてまいりまして、国保何やっているのだということで改めて見てみました。運営協議会で使われる「国民健康保険必携」というものに出ておりますが、昭和34年に今の皆保険制度の国保ができて、昭和36年には無医村地区を除いて全国民に行き渡ったというのが国保で、そのときは国がしっかりと責任を持つというものだったということでございます。そういう意味でいうと、後で御紹介をいたしますが、全国知事会、市長会、議長会も含めて、国の負担率を元に戻せというのが大きな要求となっている点であります。

3点目、これも質疑のときに言いましたが、人頭割。後期高齢者現在1万300円で、医療分が1万5,200円、2万5,500円をオギヤと生まれた赤ちゃんからももらうというこれは人頭税であります。これはやっぱり変えなければならないというのが全国の流れになっているわけです。ちらっと説明がありましたが、後期高齢者の医療が大変だからそれを支えるためだと言うのだけれども、国民健康保険の財政を支えるためだと言うのですが、では、なぜ医療費分を上げなかったのか。介護分を上げなかったのかということ。もともと社会保障審議会の中で医療部門2万円上げて4万円上げるというのが出ていたわけですが、それから見てもおかしいということでもあります。

4点目、これがどうしても勘弁ならない。答弁の中にありましたが、標準保険料率、これ県に合わせるものではないということでもあります。標準保険料率、いわゆる全県一本になりましたから1つにすると。国保連合会の最新の資料によると、佐渡は県内で一番国保税が低くて、3万円差があるというふうになっています。今朝見てまいりましたが、なっています。標準保険料率は参考値にすぎなくて、自治体が従う義務は全くないものであります。これは、国会の答弁でもはっきり述べております。これが地方自治の大原則であります。そもそも地方自治体が条例や予算で住民の福祉のために施策を行うことを国が禁止したり、廃止、強制することは、憲法第92条の地方自治の本旨、第94条の条例制定権を犯すものでありますから、地方自治に反することは言うまでもありません。ですから、国でも標準保険料率を建前上は参考値と言わざるを得ないというのが、厚生労働省でも国会でもはっきり答弁をしているものであります。何だか答弁だと従わなければならないみたいに、これは全く地方自治に反するものだというのを述べておきたいと思います。

先ほどちらっと言いました全国知事会も、税の負担率が高い構造に問題があるということは古くから言っておりますし、全国健康保険協会並みに国の負担率を増やすことが国民健康保険税を安定させることだと言っている中身であります。今年度は一定程度コロナも収束したかのような状況もありますが、異常なまでの物価高騰、今回の予算もそうですが、物価高騰の中で暮らしが本当に深刻です。こんな中ですから、今年度は物価高騰や市民の暮らしを守るために身近な市政がどう寄り添うのか、身近な市民の代表である議員もどう寄り添うのかということが大きく問われているというふうに思います。

国保の加入者は、自営業者、フリーランス、佐渡にフリーランスの方は少ないかもしれませんが。年金生活者、年金実質下がっています。この中で国保の負担増えています。農業も深刻です。長野県のある市では、こういった経済対策という中で国保税の値下げや市民の暮らしを守ることに頑張っている実態もあるということが、この一斉地方選挙の中で報道もされております。

以上のことを立場表明いたしまして、ぜひ6月の国保の本算定では市民の暮らしに寄り添う国保の算定になるべきだということも付け加えて討論いたします。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第49号の討論を終結いたします。

これより議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号 専決処分承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で日程第5、各常任委員会に付託した案件は終わりました。

---

日程第6 議案第52号

○議長（近藤和義君） 日程第6、議案第52号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第52号を上程させていただきます。

佐渡市教育委員会教育長の任命について。本案は、佐渡市教育委員会教育長、新発田靖氏の任期が本年5月7日をもって満了となるため、その後任として香遠正浩氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第52号 佐渡市教育委員会教育長の任命について採決をいたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（近藤和義君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（近藤和義君） 異状なしと認めます。

念のため申し添えます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席順に投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

それでは、議席1番から順次投票を願います。

〔投票〕

○議長（近藤和義君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（近藤和義君） 開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、3番、林純一君、5番、中川健二君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（近藤和義君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 18票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第52号に同意することは可決されました。

ただいま同意いたしました香遠正浩君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔香遠正浩君入場〕

〔香遠正浩君登壇〕

○香遠正浩君 今ほどの選任で御賛同をいただきました香遠正浩でございます。早速ではありますが、議員の皆様一言御挨拶を申し上げます。

資料にお示しましたように、私は教職に就いてから38年間、義務教育の仕事に携わってきました。佐渡市教育委員会で指導主事をしたり、県教育庁下越教育事務所で課長を務めたりした経験もありますが、大半は小中学校の現場で子供たちと向き合ってきました。佐渡市内では、7つの小中学校に延べ22年間勤務しました。その最終勤務校の金井中学校を3月末に退職したところであります。この間、少子化の進行

により、佐渡市の子供は激減するとともに、社会の変化に伴い、子供を取り巻く環境も大きく変わってきたことを実感しています。

幾つもの課題がある状況ではありますが、教育に関する国や県の各種法令、施策を踏まえながら、佐渡市の教育大綱、教育振興基本計画並びに令和5年度教育行政方針に基づいた施策を確実に実施していくことが重要であると考えます。社会教育においても、子供も含む市民の皆様が明るく健康的に生活していくため、生涯にわたって学べるよう多様な学習機会を確保することが大切であると考えています。

教育とは、それに関わる者が一緒につくっていくものであります。学校教育、社会教育いずれの施策においても、理想の実現に向けて、保護者、教職員、地域、市民の皆様から御理解と御協力をいただけるよう、そして信頼されるよう、誠心誠意取り組んでまいります。

結びに、議員の皆様方におかれましては、佐渡市の教育行政にこれまでと変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

〔香遠正浩君退場〕

---

#### 日程第7 議案第53号

○議長（近藤和義君） 日程第7、議案第53号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第53号 佐渡市教育委員会委員の任命について。

本案は、佐渡市教育委員会委員の仲川正道氏の任期が本年5月7日をもって満了となるため、その後任として後藤まき子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第53号 佐渡市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第53号に同意することは可決をされました。

---

#### 日程第8 発議案第3号

○議長（近藤和義君） 日程第8、発議案第3号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第3号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年4月20日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	荒井眞理
	〃	山田伸之
	〃	稲辺茂樹
	〃	林純一

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「7人」を「6人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由。会派の解散に伴い、議会運営委員の定数を改めるためであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第3号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 発議案第4号



○議長（近藤和義君） 日程第9、発議案第4号 議会基本条例検討特別委員会の委員の定数の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第4号

議会基本条例検討特別委員会の委員の定数の変更について

上記の議案を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年4月20日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	荒井眞理
	〃	山田伸之
	〃	稲辺茂樹
	〃	林純一

議会基本条例検討特別委員会の委員の定数の変更について

佐渡市議会委員会条例第6条第2項の規定により、議会基本条例検討特別委員会の委員の定数を「7人」から「6人」に変更する。

提案理由。議員1名の失職に伴い、議会基本条例検討特別委員の定数を変更するためであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第4号について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 発議案第5号

○議長（近藤和義君） 日程第10、発議案第5号 人口減少対策調査特別委員会の委員の定数の変更について

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金田淳一君。

〔16番 金田淳一君登壇〕

○16番（金田淳一君）

発議案第5号

人口減少対策調査特別委員会の委員の定数の変更について

上記の議案を佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和5年4月20日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	金田淳一
賛成者	〃	中川直美
	〃	荒井眞理
	〃	山田伸之
	〃	稲辺茂樹
	〃	林純一

人口減少対策調査特別委員会の委員の定数の変更について

佐渡市議会委員会条例第6条第2項の規定により、人口減少対策調査特別委員会の委員の定数を「8人」から「7人」に変更する。

提案理由。議員1名の失職に伴い、人口減少対策調査特別委員の定数を変更するためであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第5号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

発議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤和義君） 日程第11、諸般の報告は、報告を予定していた案件がなくなりましたので、議事日程から削除をいたします。

---

○議長（近藤和義君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、新発田教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、新発田靖君。

〔教育長 新発田 靖君登壇〕

○教育長（新発田 靖君） 発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。退任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

前教育長の残任期間であります約2年間を務めさせていただきました。その間、市民の皆様、議員の皆様から御理解と御支援をいただきましたこと、誠にありがとうございました。在任中は、新型コロナウイルス対応により、活動の制限等がありましたが、スポーツや文化面での多くの活躍をはじめ、市民の皆様が御自身を高めるための学びを進めていただけたことは、本当にありがたく思っております。

また、学校においては、タブレット端末等の導入で授業スタイルも大きく変化しました。保護者の皆様の理解と教職員の努力により、少しずつ定着してきたと思っております。なお、学校の再編統合計画づくりや部活動の地域連携、地域移行の準備なども皆様の御協力をいただきました。

2年前に教育の島という意識をしっかりと持って取り組むと挨拶させていただきました。市民の皆様の学習意欲の高さ、教育への熱意は、佐渡の宝であると思っております。5月8日からは、新たな教育長の下、明日の佐渡を担う人、世界に羽ばたく人づくりがさらに推進されますことを心より願っております。なお、在任中は多くの不祥事を発生させてしまい、御迷惑、御心配をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

結びに、市民の皆様、議員の皆様のますますの御健勝と御発展を祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。お世話になりました。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（近藤和義君） 教育長の発言は終わりました。

---

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和5年第2回（4月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 5時08分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 藤 和 義

署 名 議 員 中 川 直 美

署 名 議 員 駒 形 信 雄